



宮崎県公報

平成21年5月18日(月曜日)第2083号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次	頁
告示	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示……………(人事課) 1	○市町村営土地改良事業の施行の同意(2件)…(農村整備課) 2
公告	
○県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 2	○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 2
○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定(ク) 2	選挙管理委員会告示
	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2
	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 2
	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2
	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

告示

宮崎県告示第397号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																														
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢階層</th> <th>最低限度額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td>4,414円</td><td>13,511円</td></tr> <tr><td>20歳以上25歳未満</td><td>4,967円</td><td>13,511円</td></tr> <tr><td>25歳以上30歳未満</td><td>5,827円</td><td>13,721円</td></tr> <tr><td>30歳以上35歳未満</td><td>6,500円</td><td>16,392円</td></tr> <tr><td>35歳以上40歳未満</td><td>7,006円</td><td>20,072円</td></tr> <tr><td>40歳以上45歳未満</td><td>7,273円</td><td>22,646円</td></tr> <tr><td>45歳以上50歳未満</td><td>7,035円</td><td>24,157円</td></tr> <tr><td>50歳以上55歳未満</td><td>6,569円</td><td>24,380円</td></tr> <tr><td>55歳以上60歳未満</td><td>5,912円</td><td>23,892円</td></tr> <tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>4,550円</td><td>21,110円</td></tr> <tr><td>65歳以上70歳未満</td><td>4,090円</td><td>14,353円</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td>4,090円</td><td>13,511円</td></tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	4,414円	13,511円	20歳以上25歳未満	4,967円	13,511円	25歳以上30歳未満	5,827円	13,721円	30歳以上35歳未満	6,500円	16,392円	35歳以上40歳未満	7,006円	20,072円	40歳以上45歳未満	7,273円	22,646円	45歳以上50歳未満	7,035円	24,157円	50歳以上55歳未満	6,569円	24,380円	55歳以上60歳未満	5,912円	23,892円	60歳以上65歳未満	4,550円	21,110円	65歳以上70歳未満	4,090円	14,353円	70歳以上	4,090円	13,511円	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢階層</th> <th>最低限度額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td>4,237円</td><td>13,379円</td></tr> <tr><td>20歳以上25歳未満</td><td>5,019円</td><td>13,379円</td></tr> <tr><td>25歳以上30歳未満</td><td>5,851円</td><td>13,599円</td></tr> <tr><td>30歳以上35歳未満</td><td>6,504円</td><td>16,549円</td></tr> <tr><td>35歳以上40歳未満</td><td>6,920円</td><td>19,703円</td></tr> <tr><td>40歳以上45歳未満</td><td>7,217円</td><td>23,141円</td></tr> <tr><td>45歳以上50歳未満</td><td>7,092円</td><td>24,581円</td></tr> <tr><td>50歳以上55歳未満</td><td>6,600円</td><td>24,836円</td></tr> <tr><td>55歳以上60歳未満</td><td>5,967円</td><td>23,411円</td></tr> <tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>4,650円</td><td>20,756円</td></tr> <tr><td>65歳以上70歳未満</td><td>4,060円</td><td>15,230円</td></tr> <tr><td>70歳以上</td><td>4,060円</td><td>13,379円</td></tr> </tbody> </table>	年齢階層	最低限度額	最高限度額	20歳未満	4,237円	13,379円	20歳以上25歳未満	5,019円	13,379円	25歳以上30歳未満	5,851円	13,599円	30歳以上35歳未満	6,504円	16,549円	35歳以上40歳未満	6,920円	19,703円	40歳以上45歳未満	7,217円	23,141円	45歳以上50歳未満	7,092円	24,581円	50歳以上55歳未満	6,600円	24,836円	55歳以上60歳未満	5,967円	23,411円	60歳以上65歳未満	4,650円	20,756円	65歳以上70歳未満	4,060円	15,230円	70歳以上	4,060円	13,379円
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																																																													
20歳未満	4,414円	13,511円																																																																													
20歳以上25歳未満	4,967円	13,511円																																																																													
25歳以上30歳未満	5,827円	13,721円																																																																													
30歳以上35歳未満	6,500円	16,392円																																																																													
35歳以上40歳未満	7,006円	20,072円																																																																													
40歳以上45歳未満	7,273円	22,646円																																																																													
45歳以上50歳未満	7,035円	24,157円																																																																													
50歳以上55歳未満	6,569円	24,380円																																																																													
55歳以上60歳未満	5,912円	23,892円																																																																													
60歳以上65歳未満	4,550円	21,110円																																																																													
65歳以上70歳未満	4,090円	14,353円																																																																													
70歳以上	4,090円	13,511円																																																																													
年齢階層	最低限度額	最高限度額																																																																													
20歳未満	4,237円	13,379円																																																																													
20歳以上25歳未満	5,019円	13,379円																																																																													
25歳以上30歳未満	5,851円	13,599円																																																																													
30歳以上35歳未満	6,504円	16,549円																																																																													
35歳以上40歳未満	6,920円	19,703円																																																																													
40歳以上45歳未満	7,217円	23,141円																																																																													
45歳以上50歳未満	7,092円	24,581円																																																																													
50歳以上55歳未満	6,600円	24,836円																																																																													
55歳以上60歳未満	5,967円	23,411円																																																																													
60歳以上65歳未満	4,650円	20,756円																																																																													
65歳以上70歳未満	4,060円	15,230円																																																																													
70歳以上	4,060円	13,379円																																																																													

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項

の最低限度額並びに30歳以上35歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の表の20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに30歳以上35歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規定は、平成21年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、田宮地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成21年5月18日から平成21年6月15日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内、佐土原総合支所産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、日向市が行う土地改良事業（富島2期地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成21年5月18日から平成21年6月15日まで
- 3 縦覧場所
日向市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、延岡市が行う土地改良事業（舞見田地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の施行に同意した。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、日之影町が行う土地改良事業（大平上地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 地区計画
日向市駅周辺地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年4月18日現在次のとおりである。

平成21年5月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,748人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	222,900人

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年4月18日現在次のとおりである。

平成21年5月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

日向市選挙区	16,569人
--------	---------

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成21年4月20日現在次のとおりである。

平成21年5月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,748人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,895人

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成21年4月20日現在次のとおりである。

平成21年5月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

東諸県郡選挙区 8,083人

--	--